

## 令和6年度第1回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和6年6月3日(月) 午後2時00分～午後2時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 安藤保信

委員 江崎弘 坪井兼俊 小塚勝好

(2) 事務局

書記長 堀尾政美

書記 林真吾 佐藤浩介 毛利文香 小川珠枝 保子明德

4 議題

選挙人名簿に登録する日の変更について

選挙人名簿定時登録について

豊山町長選挙の執行について

5 会議資料

議案第1号 選挙人名簿に登録する者を定めること

議案第2号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

6 議事内容

事務局： ただ今から令和6年度第1回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。初めに、委員長よりごあいさつをいたします。委員長よろしくお願いたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日の委員会の議題は、選挙人名簿に登録する日の変更に関する報告と定時登録について、豊山町長選挙の執行期日についての議題の計3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。

事務局： それでは、以降の議事の取り回しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議題は3件です。初めに、「選挙人名簿に登録する日の変更に関する報告について」説明を求めます。

事務局： 今回、選挙管理委員会告示第3号としまして、選挙人名簿の登録の日の変更の告示をしております。

公職選挙法第22条第1項の規定により登録月の1日が条例で定められた地方公共団体の休日にあたる場合は、同日の直後の地方公共団体の休日以外の日選挙人名簿の登録を行う日を変更することができることとなっております。また、選挙人名簿の登録を行う日を変更した場合には、公職選挙法施行令第14条第1項に基づき、告示が必要になります。

今回、選挙人名簿への登録日を6月1日から3日に変更することに伴い、その変更の告示を4月26日に行ったことを皆様に報告いたします。

委員長： 事務局からの説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。  
質疑のある方のご発言をお願いします。

委員： (なし)

委員長： 次に議題2、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について事務局に説明を求めます。

事務局： 議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めること」についてご説明します。  
令和6年6月3日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいかお伺いします。  
(人数を資料により説明。選挙人名簿の抄本を回覧。)

委員長： 事務局から説明並びに名簿の回覧が終わりました。ここで、質疑に入ります。  
質疑のある方の発言を求めます。

委員： (なし)

委員長： 次に議題3について、事務局に「選挙の期日及びこれを告示する日を定めること」説明を求めます。

事務局： 町長の任期が今年の11月19日で満了します。  
公職選挙法第33条第1項の規定により、長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行うことになっています。  
30日前の日曜日は5回あり、10月20日、10月27日、11月3日、11月10日、11月17日です。本日、5案の中から選挙期日を決めさせて頂きたく思います。  
(日程案を資料により説明。)

委員長： 事務局からの説明が終わりました。  
質疑のある方のご発言をお願いします。

委員： (なし)

委員長： 委員の皆さまに順番に、ご意見を伺います。

委員： 日程案資料の右側にあるのは、過去の日程か。

事務局： 令和2年度、平成28年度、平成25年度の直近3回分の日程を記載しております。

委員： 任期満了日は、11月19日か。

事務局： 現町長の任期満了日は、11月19日です。

委員： 11月17日は、任期満了日が近すぎると思う。

委員： 11月10日は、9日に環境フェスティバル、9日10日に文化展の町イベントがあるが、選挙に影響はあるだろうか。

委員： イベントがない、11月3日が良いと思う。

事務局： 補足でお伝えします。まず、日柄について、友引（10月20日、11月17日）は良くも悪くもなく、先負（10月27日）は午前が良くない、赤口（11月3日）は凶とされ良くない、先勝（11月10日）は午後が良くないとされています。また、投票率について、3連休の中日は投票率が下がる傾向にあるため、国は選挙期日とするのを避ける傾向にあります。

委員： 町のイベントは投票に関係はあるか。期日前投票もあるがどうか。

事務局： 選挙時に投票所となるしいの木等施設は、当該町イベントでは駐車場のみ利用されるため、選挙執行に影響はないと考えます。なお、期日前や当日に社会教育センター等で投票啓発活動の実施を検討しています。

委員： 町のイベント日は、遠出せず町内で過ごされる町民の皆さんも多いだろう。

委員長： それでは、日程について各案の挙手を求めたいと思います。

案1 10月20日 に賛成の方の挙手を求めます。

委員： (挙手なし)

案2 10月27日 に賛成の方の挙手を求めます。

委員： (挙手なし)

案3 11月3日 に賛成の方の挙手を求めます。

委員： (1名挙手)

案4 11月10日 に賛成の方の挙手を求めます。

委員： (3名挙手)

委員長： 案4 11月10日に、3名挙手のため賛成と認めます。

町長選挙執行の日を令和6年11月10日、告示日を令和6年11月5日、立候補者説明会を10月4日に決定させていただきます。

以上で、本日の議題は終了となります。その他で何かありましたらお願いいたします。

事務局： 事務局から3点報告をいたします。

1点目は在外選挙人名簿の登録についてです。

令和6年5月9日付けで、女性1名の登録申請があり、豊山町選挙管理委員会規程第17条第1項に基づき、委員長の専決処分として、令和6年5月23日付けで、1名を登録いたしました。

2点目、議題2について本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。

また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。

3点目、議題3について、令和6年11月10日を選挙執行の日、5日前の令和6年11月5日とする告示を行います。

また、本日報道機関への発表を行います。

その他の町長選挙に関する議案については、次回の選挙管理委員会で提出させていただきます。

事務局からの報告は以上です。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、令和6年度第1回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

令和6年6月17日

委員長	安藤保信
委員	江崎弘
委員	坪井兼俊
委員	小塚勝好